

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 8 年 6 月 1 8 日 （ 木 ）	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	6 月 1 8 日 午 前 0 9 時 3 0 分	
閉 会	6 月 1 8 日 午 前 1 1 時 0 5 分	
教 育 長	戸 ヱ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸 ヱ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出席者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長、田野副参事、	
	重信教育総務課長、高井教育政策室担当課長、	
	石橋生涯学習課長、中沢生涯学習課課長、	
	遠藤生涯学習課課長	
書 記	教育総務課 柴田主幹 我妻副主幹	
傍 聴 人	0名	

会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

現在、国においては次期学習指導要領に向けた議論が佳境を迎えています。テクノロジー等がこれまで以上に急加速する社会において、先端的な ICT 環境を整えデジタル学習基盤を強固にしていくことは重要です。しかし、どれほど時代が変わり、教育の形は変化しようとも、教育の本質は変わりません。それは、外側から形を整えることなく、子供たちの「内なる心」に火を灯すことです。

フランスの哲学者アランは、「幸福だから笑うのではない、笑うから幸福なのだ」という言葉を残しました。私はこの言葉を、現代の教育にこそ重ね合わせたいと思います。「能力があるから主体的に学ぶのではない。主体的に学ぶからこそ、眠っていた能力が目覚め、拓かれていくのだ」と。

次期学習指導要領においても継承される「主体的・対話的で深い学び」は、大人のお膳立てを待つのではなく、子供たちが純粋な探究心を持って一步を踏み出すことです。その主体的な行動の中にこそ、未来を生き抜く本当の力が宿るのです。

しかし、この主体性を育む場所が、かつて揶揄されたような、内輪だけで完結する閉鎖的な「学校村」や「教育村」であってはなりません。私たちが今すべきことは、その村の「壁」を取り払い、村の境界線を街の果てまで押し広げていくことです。

かつて、ヒラリー・クリントン氏の著書「It takes a village」で有名になりましたが、アフリカに「It takes a village to raise a child」という諺があります。現在、世界中で引用されており、「一人の子供を育てるには、一つの村が必要だ」という意味になります。私たちが目指す現代の「村」とは、閉ざされたムラ社会ではありません。学校、家庭、地域社会、さらには大学や企業までもがフラットにつながる、開かれた「教育の共有地（コモンズ）」です。

	子供たちが学校の壁を越えて地域のリアルな課題に触れ、社会の多様な大人たちがその挑戦を温かく見守り、時には共に悩みながら伴走していく。教育の当事者を「村人」から「市民全員」へと拡張していくことこそが、「社会に開かれた教育課程」の真の姿だと思います。 変化の激しい時代だからこそ、私たちは教育の閉鎖性を解き放ち、街全体を一つの温かな学びの場にしていければと考えています。子供たちの笑顔がきらめき、誰もが主体的に学べる戸田市の未来へ向けて、一步一步、確かな歩みを進めてまいりたいと思っております。
教 育 長	それでは、ただいまから、令和８年第６回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。
教 育 長	前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいております。御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、情報公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。 報告第４号 令和８年度の組織改編に伴う戸田市学校情報セキュリティポリシーの改定について
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「報告第４号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	「教育委員提案」について御報告いたします。木村委員、浜田委員

	から御提案のありました「教育委員提案①水泳授業について（指導方法、設備等）」を事務局より説明願います。
説明員	木村委員、浜田委員から御提案のありました水泳授業につきまして御説明いたします。 2 ページを御覧ください。こちらは埼玉県の子どもの泳力の状況を示したグラフです。左が5年生、右が6年生で上段がクロール、下段が平泳ぎで25m以上泳げる子どもの割合の推移です。平成の時代から緩やかに低下傾向にありましたが、近年、特に令和5年度以降に急激な落ち込みが見られます。これは新型コロナウイルスの影響により、数年間にわたり水泳授業が十分に行えなかったことが大きく影響していると考えられます。なお、これらのデータは県内抽出校の調査結果によるもので、これまで戸田市単独のデータは取得できておりませんでした。しかし、県全体の傾向と同様に、本市の子どもの泳力も低下しているものと推測されます。県教育委員会もこの状況を重く受け止め、今年度からは、県内全小学校での全校調査が予定されており、より正確な実態把握を行うことができるようになります。 3 ページを御覧ください。発達の段階に応じた指導の系統性についてまとめた表となります。学習指導要領に基づき、低学年では「水遊び」を通じて水に慣れ楽しむことを第一の目標としています。中学年では「浮いて進む運動」として泳ぎの基礎を、高学年ではクロールや平泳ぎといった「泳法の習得」を目指します。また、単に泳ぐ技術の向上だけでなく、高学年や中学校では「安全確保につながる動きを学ぶこと」も重要視しています。写真にもあるように、小学校では消防署とも連携した着衣泳の授業などを通じて、水難事故から命を守る実践的な教育を行っています。 4 ページを御覧ください。教師の指導力向上に向けた取組についてです。子どもの泳力低下を食い止めるためには、直接指導にあたる教師のスキルアップが不可欠です。本市では、県の実技講習会を受講した教師が講師となり、各学校の代表教師に「実技伝達講習会」を実施し

ています。スライド右側にあるように、「腕の動かし方」や「呼吸のポイント」など、具体的で児童に伝わりやすい指導方法などを共有しています。これを代表教師から各学校で自校の教師へ伝達することで、市全体の指導力の底上げを図っております。

5 ページを御覧ください。各学校における水泳授業の指導方法の工夫例です。限られた授業時間内で効果的に泳力を伸ばすため、現場では様々な工夫を凝らしています。例えば「ICT の活用」です。事前に正しい泳ぎ方の手本動画を視聴したり、お互いの泳ぎをタブレットで撮影し合ってフォームを確認したりすることで、児童自身の視覚的な理解を深めています。また、児童生徒の実態に応じて「習熟度別学習」も取り入れています。水慣れコースから泳力向上コースまで、個々の進度に応じたコース設定を行い、ペアでの教え合いを促すことで、意欲的に取り組める環境を整えています。

6 ページを御覧ください。近年話題となっている水泳授業の民間委託についてです。現在、戸田南小学校ではプールの老朽化に伴い、すぐ隣の民間フィットネスクラブの施設を利用して授業を実施しています。メリットとして、専門コーチによる質の高い指導が受けられること、屋内プールのため天候に左右されず熱中症の心配がないこと、教師の負担軽減が挙げられます。一方で、施設までの徒歩やバスによる移動時間のロス、バス利用時の費用、そして何より受け皿となる民間施設の確保が難しいという課題があり、市全体への一斉展開にはまだハードルがあるのが現状です。

7 ページを御覧ください。最後になりますが、屋外プールにおける安全・暑さ対策についてです。近年、危険な猛暑が続く中で、プールでの安全確保は最優先事項です。各校では、プールサイドへの水筒持参、見学者の日陰での見学やクーラーの効いた別室での学習、こまめな注水や散水による温度調節などを徹底しています。また、午前の涼しい時間帯に実施したり、暑さのピークを避けて2学期からプール指導を開始したりする学校も出てきております。簡易テントの設置や、

	保護者ボランティアの皆様による見守りなどの御協力もいただきながら、安全第一で水泳授業を実施してまいります。 説明は以上です。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	戸田南小学校での民間施設による取組については、以前伺っていますが、保護者としては他の学校でも実施してほしいという思いがあるのではないかと思います。一方で、民間施設側にも施設面などの制約があり、全ての小学校を受け入れることは難しい事情があると考えられます。そのため、例えばスポーツセンターのプールを活用し、専門的な指導者を招いて、各校の児童を対象に年に数回でも水泳指導を実施するような方法も検討できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
説 明 員	他校への展開については、今後検討を進めていく必要があります。例えば、新曽北小学校については、子供たちが歩いていけるところにスポーツセンターや民間スイミング施設があるため、検討対象となると考えています。また、専門的な指導者の活用については、各学校における水泳指導の実態に応じて情報提供を行っていきたいと考えております。
教 育 長	スポーツセンターを活用する場合や他校での展開について、どのような課題が考えられますか。
説 明 員	スポーツセンターについては、プールの水深が深いため、水中に台の設置が必要となるほか、一般利用者との利用調整が課題となります。 また、他校での展開については、児童の移動時の安全確保が課題となります。戸田南小学校は施設が近距離にあるという立地条件に恵まれていますが、他校へ展開するためには、こうしたさまざまな課題について検討していく必要があります。

教 育 長	現実的には、遠方の施設へバスで移動する方法は難しいと考えられるため、当面は近隣施設を活用できる学校が対象になると思われます。具体的には、新曽北小学校のほか、民間施設を利用する場合の対象校はありますか。
説 明 員	御指摘のとおり、バスを利用する場合は、費用に加え、移動時間や着替えなどに要する時間も考慮する必要があります。新曽北小学校のほかに民間施設の活用可能性がある学校は、芦原小学校が考えられます。
委 員	地域には水泳経験者などの人材もいらっしゃることから、そのような方々に学校のプール授業において指導や助言をしていただくことで、水泳指導の充実につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
説 明 員	現時点では地域の水泳指導者について把握しておりません。また、水泳授業は平日の日中に実施されるため、協力できる人材の確保は容易ではないと考えています。安全面も考慮すると、指導経験や専門性を備えた人材の選定には課題はございますが、今後、そのような人材の活用についても検討してまいります。
委 員	現在の水泳授業は、6月から夏休み前までの限られた期間に実施されるため、梅雨や猛暑の影響で実施回数が少なく、泳力を身に付けるには十分とは言えない状況です。そのような中、ICTを活用して自身の泳ぎを客観的に確認し、改善につなげる取組は効果的であると考えます。また、暑さが続く9月から水泳授業を実施することで、授業回数を確保することも良い試みだと思います。 さらに、学校水泳を民間施設で実施する取組は全国的にも広がりつつあり、プールの老朽化や維持管理の課題を踏まえると、今後さらに推進される可能性があります。戸田市においても、スポーツセンターや民間スイミング施設の近隣にある学校など、実施可能な学校から段階的に検討を進めることが望ましいと思います。

委 員	コロナ禍の影響により十分な水泳指導が実施できず、泳力の低下が見られたことから、その影響を受けた児童生徒に対して十分な指導ができなかったことは課題であったと感じました。一方で、学校現場ではプール施設の維持管理や水質管理などの負担も大きく、民間施設の活用により、こうした負担軽減が期待できると思います。 戸田南小学校のような事例は立地条件に恵まれた例ではありますが、学校として水泳指導を継続していく体制は引き続き重要です。また、幼稚園で民間スイミング施設を活用している事例のように、施設や送迎バスなどを工夫しながら専門的な指導を受ける取組も参考になると思います。すべての学校で同様の実施は難しいものの、バスの活用を含め、児童が専門的な指導を受ける機会を確保できるよう、実施可能な方法を検討していただきたいと思います。
教 育 長	さまざまな御意見や御示唆をいただきました。どの取組から導入できるかは慎重に検討する必要がありますが、一つの方法だけではなく、総合的な視点で水泳指導の充実に取り組んでいくことが重要であると考えます。
委 員	学校にプールを設置することは、文部科学省の方針によるものなのでしょうか。また、学校ごとにプールを設置しなければならないとされているのでしょうか。お伺いします。
説 明 員	設置は必須とはされておらず、地域の実情等に応じて設置するものとされております。
委 員	水泳学習は泳力や技術の習得だけでなく、低学年では水に親しみ楽しむことから始まり、技術を身に付けるとなっていますが、本来は水難事故や水害時などに自らの命を守るための資質・能力を育むことが目的だったのではないかと思います。時代の変化に応じて、水泳学習の目的や意義についても改めて考えていく必要があると思います。
教 育 長	日本では当たり前ですが、世界的に見ると学校教育で水泳が必修と

	なっている国は少数派です。しかも、日本のように「ほぼ全ての小中学校に自前のプールがある」という国は世界的に見て極めて異例のようです。かつて修学旅行中の中学生らを乗せた連絡船が瀬戸内海で衝突・沈没し、多くの生徒が犠牲となった事故があり、犠牲者の多くが泳げなかったことが被害を大きくした一因とされ、命を守るために水泳授業が急速に普及したと聞いています。なお、オランダも、国土の多くが海拔ゼロメートル以下で街中に運河や水路が張り巡らされていて、子供が水路に転落するリスクが常に隣り合わせであることから、水泳は、生きていくための必須スキルとして社会全体に深く根付いていると聞いたことがあります。なお、今では「命を守る泳ぎ方」として常識になりつつある「イカ泳ぎ」は、子供たち全員に習得させたいものです。
委 員	水泳学習は、水に慣れ親しみ、その楽しさを感じるのが基本であり、そのために学校現場ではさまざまな工夫や努力が重ねられていると理解しました。実施には多くの課題や負担があるものの、水泳のような実技・体験型の学習は教室では得られない学びがあることから、今後も工夫を重ねながら継続していただきたいと思います。
教 育 長	他に質問等がないようですので、以上で提案は終わりにしたいと思います。
教 育 長	続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして5件の報告がございます。 ① 令和8年6月戸田市議会定例会について ② 校外行事や部活動におけるバスの利用や手配の状況、安全管理について ③ 令和8年度「子ども大学とだ」について ④ 戸田かけはし高等特別支援学校令和8年美術作品展の開催について ⑤ その他 詳細につきましては、各所属長より報告いたします。なお、御質問

	につきましては、すべての報告が終了した後に伺います。
説明員	報告事項① 「令和８年６月戸田市議会定例会について」報告いたします。 本定例会では、教育委員会所管の議案はございませんでした。 次に、一般質問については、資料のとおり８名の議員から１０件の通告がありました。１ページ、宮内そうこ議員からは「戸田南小学校の工事について」、むとう葉議員からは「包括的性教育と妊産婦への支援について」、２ページにまいりまして、花井あきこ議員からは「学校における熱中症対策について」、そごう拓也議員からは「地域インフラとしての書店の活用と持続可能性について」、３ページにまいりまして、河合ゆうすけ議員からは「喜沢小学校のカリキュラムについて」、４ページにまいりまして、同じく河合ゆうすけ議員から「本市のいじめ対策について事前の対策、事後の対応について」、５ページにまいりまして、同じく河合ゆうすけ議員から「日本語初期指導教室運営業務について」、６ページにまいりまして、浅生和英議員からは「家庭教育について」、竹内正明議員からは「幼保小の架け橋プログラムについて」、７ページにまいりまして、山屋佳代議員からは「本市の学校教育における、日本の伝統文化の取組について」の質問通告がなされ、それぞれ資料のとおり教育部長から答弁したところでございます。 再質問など一般質問の詳細については、QRコードを付けたもので、のちほど「戸田市議会本会議録画配信」を御覧ください。 以上でございます。
説明員	報告事項② 「校外行事や部活動におけるバスの利用や手配の状況、安全管理について」報告いたします。 前回、長道委員から御質問がありました「部活動や校外行事におけるバス利用について」御説明いたします。 まず「校外行事におけるバスの利用について」御説明いたします。

学校が校外行事を実施する際、校外行事実施の手引きに基づき、教育委員会に「校外行事承認願」を提出させております。こちらの手引きにつきましては、令和２年度に戸田市立少年自然の家の廃止に伴い、小学校の林間学校と中学校のスキー教室の実施場所の変更から一部改訂を行っております。教育委員会による事前承認については、主に「児童生徒の安全・危機管理の徹底」と「教育的意義の確認」を目的に行っております。特に「児童生徒の安全・危機管理の徹底」については、旅行業者の確認、交通手段、宿泊先、活動場所、引率教師の人数や配置が適切かなど、行事の計画に不備がないかを確認しております。また、大規模な自然災害や事件・事故が発生した場合、教育委員会として「市内のどの学校の児童生徒が、現在どこにいるか」を把握し、適切な支援や情報提供を行うためでもございます。さらに、校外行事の出発日には、「出発報告」、帰校時は「事後報告」を学校には報告させており、当日の状況も確認しております。

下段の表は、小・中学校の日帰りと宿泊の校外行事の実施までのスケジュールをまとめた一覧です。全ての校外行事において、計画段階で複数社から見積りと企画書を取り、業者選定を行っております。その後、実施１ヶ月前までに次のページにございます「校外行事承認願」を提出させ、実施内容について市教育委員会で確認の上、承認しております。

続きまして、部活動におけるバスの利用についてです。事前に送付した資料につきましては、先日の文教・建設常任委員会で議員から御質問を受けた際の説明資料ですが、今回は長道委員から保護者送迎も含めて御質問がございましたので、当日資料として追記したものを配布しております。先月６日に磐越自動車道で発生いたしました、新潟市の私立高校の運動部員を乗せたマイクロバスがガードレールに衝突し、生徒１名が死亡するという痛ましい事故について、尊い命が失われたこの事案を、本市としても極めて重く受け止めております。

まず、本市の現状についてございますが、部活動の移動手段につき

	ましては、これまでも原則として、徒歩及び自転車、または公共交通機関を利用することとしております。ただし、大会等で勝ち進んだ際には、やむを得ない場合に貸切バス等を利用することもあります。その際には、契約は各学校が行うものでありますが、平成 30 年度の県の通知等を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている「貸切バス」を利用しております。今回のこの事案につきましては、私立高校の極めて特殊な事案かと思いますが、他山の石とせず、教育委員会事務局では速やかに次の対応を行いました。 まず、事故翌日の 5 月 7 日に市内各中学校に対して、移動時の安全確保の徹底を改めて周知いたしました。具体的には、無許可バスの利用禁止、原則は徒歩・自転車・公共交通機関とすることに加え、顧問が作成した活動計画の管理職による事前確認、シートベルト着用の徹底、事故発生時の緊急連絡体制の確認を指示しております。さらに、5 月 15 日には県教育委員会からの通知を、5 月 22 日にはスポーツ庁等からの通知を受け、市内各小・中学校長宛てに安全確保に関する通知を発出いたしました。これらの通知では、管理職による契約内容の確認や教師が運転する車への生徒の同乗禁止、出発地からの教師の確実な同乗などを改めて徹底しております。あわせて、遠征の必要性そのものを再検討することなどを指示しております。 今後の対応といたしましては、校長会において、これらの一連の通知や各学校の実情を踏まえ、各校の安全管理体制について見直しが必要な視点がないか、確認と検討を行ってまいります。また、現在進めている部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、同様の方針に沿って対応することとしております。引き続き、子供たちの命を守ることを最優先事項とし、学校組織全体で実効性のある安全管理体制の徹底に取り組んでまいります。 説明は以上でございます。
説明員	報告事項③ 「令和 8 年度 子ども大学とだ について」報告いたします。

資料は 11 ページとなります。本市では、小学 4 年生から 6 年生を対象に、主に夏休み期間を利用して専門的な話を聞いたり、体験学習をしたりすることで、学びの楽しさを知り、学習意欲の一層の向上を図るため、「子ども大学とだ」を毎年開催しております。今年度は、新曽公民館を主会場とし、「もっと学び、ずっと挑戦。みんな 輝くとだへ！」をテーマに「子ども大学とだ」を開催いたします。

それでは、内容について御説明させていただきます。初日、7 月 25 日（土）は、入学式に続いて、「金融経済教育推進機構職員に学ぶ『チャレンジ！おかしな株式会社』～ワクワクを形にする、はじめての会社経営～」です。講師には、金融経済教育推進機構、講師の芳賀 良様をお迎えし、グループワークなども交えながら、お菓子の商品企画や模擬的な会社経営の体験を通して、お金の流れや社会の仕組みを学ぶ講座となっております。

2 日目、8 月 8 日（土）は、実験教室「ぺちゃんこ実験」～金属が潰れる！？巨大な力が生む衝撃の瞬間～と題して、国立研究開発法人産業技術総合研究所 量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター 主任研究員 竹下 直様をお招きし、実際にスチール缶を、油圧プレス機にかける実験を通して、大きな力によって、頑丈なはずの金属も、ぺちゃんこになったり、物の性質も変化したりするという様子を体験します。

続いて、3 日目、8 月 22 日（土）は、「君の知らない図書館・博物館がここに。バックヤード潜入体験！」と題し、日ごろ見ることのできない、図書館のバックヤードや、郷土博物館の収蔵庫に入っていきます。図書館では、所蔵の大量の書籍の中から、1 冊の本を探したり、自分で本を借りる体験をしたり、博物館では、保存されている貴重な資料などに実際に触れ、戸田市の歴史についても理解を深める内容となっております。

続いて、4 日目、8 月 29 日（土）は、市制施行 60 周年記念といた

	しまして、「なるほど！空想科学マンガやアニメの世界を科学する」と題し、「空想科学読本」の著者である柳田 理科雄先生を講師にお招きし、科学実験ショーも行いながら、アニメや漫画なども題材に、科学の楽しさや、物事の原理、仕組みを追求する力などについてお話しいただきます。 なお、4日目の8月29日（土）については、「子ども大学とだ」オープンキャンパスとして、「子ども大学とだ」の受講生（30名）と、市内在住・在学の小・中学生とその保護者、計300名での特別講演として実施いたします。また、中央図書館とも連携して、新曽公民館館内にて、関連図書の紹介や展示、図書館の利用案内なども行う予定としております。 最終日となる、9月5日（土）は、青山学院大学の青山キャンパス訪問を実施いたします。大学での講義の他、パイプオルガン演奏の鑑賞、キャンパスツアー、学食体験を予定しております。 申込期間は、7月1日（水）から10日（金）で、7月1日号の市広報・ホームページ等で周知する予定です。また、Home&Schoolを活用し、保護者の皆様へも御案内いたします。 説明は以上となります。
説明員	報告事項④ 「戸田かけはし高等特別支援学校令和8年美術作品展の開催について」報告いたします。 12ページを御覧願います。戸田市立郷土博物館3階特別展示室において、戸田かけはし高等特別支援学校令和8年美術作品展を開催します。郷土博物館では、来館者がアート作品に身近に触れられる機会を提供する「アートミュージアム」機能の展開を図っており、その一環として、令和4年度より県立戸田かけはし高等特別支援学校の御協力を得て、生徒が制作した美術作品の展示を毎年実施しています。今回は、「竹取物語」に登場する「蓬萊の玉の枝」をモチーフにして制作した約63点の美術作品展を開催いたします。開催日は、7月18日（土）

	から 8 月 30 日（日）までの 40 日間となります。 説明は以上でございます。
教 育 長	次に、⑤その他ですが、事務局より何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	以上で、報告事項が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	報告事項の①「令和 8 年 6 月戸田市議会定例会について」はいかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして報告事項の②「校外行事や部活動におけるバスの利用や手配の状況、安全管理について」は、いかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして報告事項の③「令和 8 年度 子ども大学とだ について」は、いかがでしょうか。
教 育 長	募集定員 30 名という枠をもう少し拡大することはできないのでしょうか。
説 明 員	講義と体験型の講座として実施しており、グループワークを含めた運営上の制約など、限られた時間内で効果的に実施するため、定員は 30 名としており、現時点でこれを超える受入れは難しいと考えています。
教 育 長	倍率がそれなりにあり参加できない子供がいる現状を踏まえ、参加を希望する子供たちの意欲に少しでも応えられるよう、今年度の変更は難しいとしても、来年度以降は定員を少しでも拡大できるよう前向きに検討していただきたいと思います。
説 明 員	検討してまいります。

教 育 長	続きまして報告事項の④「戸田かけはし高等特別支援学校令和 8 年美術作品展の開催について」は、いかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	それでは次に、報告第 5 号 生涯学習課が所掌する各委員会における委員の委嘱について、事務局より説明願います。
説 明 員	143 ページをお開き願います。図書館運営協議会については、図書館の円滑な運営を図るため、幅広く市民の方や有識者の御意見を図書館運営に反映させるため、設置しているものとなります。具体的には、図書館指定管理者からの来館者数、貸出件数、講座の状況、収支決算などの事業報告や、今後の図書館事業計画報告に加え、令和 4 年 3 月に策定した「第二次戸田市図書館ビジョン」の進捗状況についても、併せて御審議頂いているところでございます。本件は、図書館法第 14 条及び戸田市立図書館条例第 8 条に基づく、市の図書館の運営等を審議する戸田市立図書館運営協議会の委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日に満了したことに伴いまして、戸田市立図書館条例に基づき委嘱するものです。新たな委嘱期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。 続きまして、150 ページを御覧願います。郷土博物館協議会については、郷土博物館及び彩湖自然学習センターの円滑な運営を図るため、幅広く市民の方や有識者の御意見を施設運営に反映させるため設置しているものとなります。具体的には、郷土博物館・彩湖自然学習センターの来館者数、講座の状況などの事業報告や、今後の事業計画報告に加え、令和 4 年 3 月に策定した「戸田市郷土博物館ビジョン」の進捗状況についても併せて御審議頂いているところでございます。本件は、博物館法第 23 条及び戸田市立郷土博物館条例第 9 条に基づく、市の郷土博物館の運営等を審議する戸田市立郷土博物館協議会の委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日に満了したことに伴いまして、戸田市立郷土博物館条例に基づき委嘱するものです。新たな委嘱期間は、

	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。なお、委員数 7 名のうち、1 名が新任となります。 説明は以上となります。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	質問等がないようですので、報告第 5 号を了承いたします。
教 育 長	次に次第の 6、その他の「次回の教育委員会日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回の教育委員会の日程につきましては、7 月 15 日（水）午前 9 時 30 分からの開催と考えておりますが、お諮りいたします。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	委員の皆様から何かございますか。
委 員	学校の教師に対して、教育委員会の指導主事が日頃からさまざまな指導・助言を行っていると思いますが、その中で、子供たちが「面白そう」「学んでみたい」と感じられるような学びへの動機づけについて、教師に対してどのような指導や工夫を行っているのか教えていただきたいです。特に、学習意欲を高めるという観点から、指導主事による教師への指導の内容についてお伺いします。
教 育 長	教育政策室から御報告いたします。
委 員	校長会議等において、教育委員会からコンプライアンスの徹底や不祥事・事故防止について、継続的に指導が行われているものと認識しています。また、各学校では教頭を中心に倫理確立委員会などを設置

	し、その取組を通じて教職員一人一人への指導を行っていると思います。こうした取組が教職員一人一人の行動にどのように浸透し、コンプライアンスの徹底につながっているのか、また、不祥事や事故を未然に防止するために、教育委員会と学校がどのように連携して取り組んでいるのか教えていただきたいです。
教 育 長	学務課から御報告いたします。
委 員	生成 AI の学校における活用の現状について提案させていただいております。家庭での利用も広がる中、保護者に対する適切な利用方法の周知や注意喚起について考えがありましたら、あわせて教えていただきたいです。
教 育 長	教育政策室から御報告いたします。
委 員	近年、ヤングケアラーや児童虐待など、家庭内の問題が社会的な課題となっています。こうした問題は外部から把握しにくい一方で、子供たちと日々接している教師だからこそ、子供の小さな変化や異変に気付くことができる場面もあるのではないかと思います。 そこで、戸田市の小・中学校において、教師が子供の異変に気付くためにどのような体制や取組を行っているのか、また、異変に気付いた際の校内での相談体制や、福祉部局など関係機関との連携体制がどのようなになっているのかについて教えていただきたいです。
教 育 長	本件につきましては、教育委員会だけで完結する内容ではなく、福祉部局をはじめとする関係部署との連携が必要となります。そのため、関係部署と調整を行った上で、御報告できるよう準備を進めてまいります。
教 育 長	それでは、報告第 4 号 令和 8 年度の組織改編に伴う戸田市学校情報セキュリティポリシーの改定について報告を受けたいと思います。本件は秘密会とすることに決定しておりますので、説明員のうち、議案に関係する職員以外は退席願います。

	【報告第 4 号を了承して閉会】
	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和 8 年 7 月 1 5 日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記